

広島県告示第二〇一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくらんぼ薬局高木店	府中市高木町六五四番地	平成三〇年一月一日
こぶしの里クリニック	庄原市東城町川東一五二番地四	平成三〇年一月一日
島崎歯科医院	東広島市西条町寺家六七三一番地一	平成二九年九月二七日